#### 鉾田市農業生産工程管理等普及推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消費者が求める安心安全な農産物に対応するため、第三者認証機関による認証を受けるために必要な経費に対し、予算の範囲内において鉾田市農業生産工程管理等普及推進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、鉾田市補助金等交付規則(平成17年鉾田市規則第37号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

- 第2条 補助金の交付対象者は、次の(1)又は(2)及び(3)から(5)の要件を満たすものとする。
  - (1) 鉾田市内に住所を有する農業者
  - (2) 市内に所在する農業生産組織及び農業協同組合。ただし、農業生産組織にあっては、次の要件を満たすこと
    - ア 代表者の定めがあること
    - イ 組織及び運営に関する規約が定められていること
    - ウ 経理が一元化されている又は組織の口座を設けていること
  - (3) 認証・資格取得等が新規であること
  - (4) 事業実施年度内に認証・資格取得等が終了すること
  - (5) 市税の滞納がないこと

(交付対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費及びこれに対する補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、補助金交付申請書 (様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、補助事業者から前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、その可否を補助金交付決定通知書(様式第2号)又は補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、補助事業者に通知するものとする。

(事業の中止又は内容の変更)

- 第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業の中止又は内容の変更を行う場合は、事業中止(変更)承認申請書(様式第4号)を速やかに提出して市長の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、これを審査し、当該事業の中止又は内容の変更に ついて適当と認めるときは、これを承認し、その旨を事業中止(変更)承認通知書(様式第5号) により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業完了後30日以内又は事業が完了した年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適正であると認める ときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第7号)により当該補助事業者に通知す るものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金交付請求書(様式第8号)により請求するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和元年8月19日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

### 別表

### 補助対象経費

#### ①第三者認証取得タイプ

事業年度内の第三者認証GAP及び有機JASの新規取得を計画する農業者及び農業生産組織等に対し、その審査費用、その他認証取得に係る経費の一部を助成する。

取得認証の区分補助率		対象経費
JGAP及びASIAGAP	取得費用の1/2以内 (上限20万円)	
GLOBALG. A. P	取得費用の1/2以内 (上限40万円)	・第三者認証の新規取得に係る経費 ・専門家による指導受講費用 ・その他市長が認めるもの
有機JAS	取得費用の1/2以内	

#### ②指導員資格取得タイプ

近年中に第三者認証GAPの新規取得を目指す農業者及び農業生産組織等に対し、GAPの取り組みに関する知識の習得や、GAPの適合基準に掲げられる管理者の育成を目的としたJGAP指導員資格の取得における研修費用を助成する。

指導員資格の区分	補助率	対象経費
JGAP指導員	取得費用の1/2以内	・指導員資格受講料(交通費、宿泊費は含まない) ※2年度以内に第三者認証GAP取得を 予定する農業者及び農業生産組織等の構成員対象

- ※補助金の額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てる。
- ※②で補助金の交付を受けた場合、補助金の交付を受けた年度を含め2年度は②の申請はできない。

### 補助対象外経費

### 対象外経費

- ・ 更新や継続に係る経費
- ・施設改修等に係る経費
- ・市の助成を受けて実施した残留農薬検査及び土壌分析検査に係る経費
- ・交付対象者の交通費、宿泊費
- 飲食費
- ・国、県または他の補助を受けている経費
- ・取得費用に係る消費税相当額
- ・その他市長が補助対象経費以外と認めるもの

鉾田市長 様

住 所 事業主体名 代表者氏名

### 鉾田市農業生産工程管理等普及推進事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施しますので、鉾田市農業生産工程管理等普及推進事業補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を受けたく申請します。

- 1 事業の名称 鉾田市農業生産工程管理等普及推進事業
- 2 事業の目的
- 3 交付申請額 金 円
- 4 添付書類
  - (1) 事業計画書(添付様式1)
  - (2) 収支予算書(添付様式2)
  - (3) 認証機関から徴取した見積書その他取組費用に係る証明書類 (第三者認証取得タイプの申請者)
  - (4) その他必要と認められるもの

### 事業計画(実績)書

## (1) 事業実施者の概要

事業実施者名 及び代表者名	
住 所	(〒 - 鉾田市
TEL/携帯	
生産品目	
実施する事業タイプ (該当するものに○)	・第三者認証取得タイプ → (2)①を記入
	・指導員資格取得タイプ → (2)②を記入

### (2) 事業計画(実績)

## ①第三者認証取得タイプ

第三者認証の区分 (いずれかに○)	・JGAP ・ASIAGAP ・GLOBALG. A. P ・有機JAS
申請 (認証) 形態 (いずれかに○)	• 個別認証 • 団体認証 ( 名)
受検予定年月日 (認証取得年月日)	年 月 日
審査機関の名称	

### (添付様式1B)

# ②指導員資格取得タイプ

受講者数	名
受講者氏名	
指導員研修受講予定年月日 (資格取得年月日)	年 月 日
	· JGAP · ASIAGAP
取得を予定するGAP認証の 区分及び取得予定年度	・GLOBALG. A. P (いずれかに〇)
	【※ <u>年度</u> 受検・認証取得予定】

# 収支予算 (決算) 書

(1) 収入の部		(単位:円)
区分	予算額 (決算額)	備考(内訳)
市補助金		
その他		自己負担
合計		

 (2) 支出の部
 (単位:円)

 区分
 予算額 (決算額)

 (計算額)
 (構考(内訳)

 (連事業生産工程管理等普及推進事業
 (単位:円)

様

鉾田市長

ED

### 鉾田市農業生産工程管理等普及推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった鉾田市農業生産工程管理等普及推進事業補助金については、鉾田市農業生産工程管理等普及推進事業補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知する。

- 1 事業の名称 鉾田市農業生産工程管理等普及推進事業
- 2 交付決定額 金 円

(EII)

様

鉾田市長

### 鉾田市農業生産工程管理等普及推進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった鉾田市農業生産工程管理等普及推進事業補助金については、鉾田市農業生産工程管理等普及推進事業補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり不交付とすることに決定したので通知する。

- 1 事業の名称 鉾田市農業生産工程管理等普及推進事業
- 2 不交付の理由

鉾田市長 様

住 所 事業主体名 代表者氏名

### 鉾田市農業生産工程管理等普及推進事業中止 (変更) 承認申請書

年 月 日付け鉾産第 号により交付決定通知のあった鉾田市農業生産工程管理等普及推進事業について、下記のとおり中止(変更)したいので、鉾田市農業生産工程管理等普及推進事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

- 1 事業の名称 鉾田市農業生産工程管理等普及推進事業
- 2 交付決定額 金 円
- 3 事業の中止又は変更をする理由・内容
- 4 添付書類(変更の場合のみ)
  - (1) 事業計画書(添付様式1)
  - (2) 収支予算書(添付様式2)
  - (3) その他必要と認められるもの

EI

様

鉾田市長

### 鉾田市農業生産工程管理等普及推進事業中止 (変更) 承認通知書

年 月 日付けで申請のあった鉾田市農業生産工程管理等普及推進事業の中止(変更)については、鉾田市農業生産工程管理等普及推進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

- 1 事業の名称 鉾田市農業生産工程管理等普及推進事業
- 2 補助金交付決定額

 変更前
 : 金
 円

 変更後
 : 金
 円

 増・減
 : 金
 円

3 理由

鉾田市長 様

住 所 事業主体名 代表者氏名

### 鉾田市農業生産工程管理等普及推進事業補助金実績報告書

年 月 日付け鉾産第 号により交付決定通知のあった鉾田市農業生産工程管理等普及推進事業について、下記のとおり事業を完了したので、鉾田市農業生産工程管理等普及推進事業補助金交付要綱第7条の規定によりその実績を報告します。

- 1 事業の名称 鉾田市農業生産工程管理等普及推進事業
- 2 交付決定額 金 円
- 3 事業完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類
  - (1) 事業実績書(添付様式1)
  - (2) 収支決算書(添付様式2)
  - (3) 認証書等の写し
  - (4) 領収書等の支出が確認できる書類の写し
  - (5) その他必要と認められるもの

(EII)

様

鉾田市長

### 鉾田市農業生産工程管理等普及推進事業補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のあった鉾田市農業生産工程管理等普及推進事業補助金については、鉾田市農業生産工程管理等普及推進事業補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり補助金の額を確定したので通知する。

- 1 事業の名称 鉾田市農業生産工程管理等普及推進事業
- 2 補助金確定額 金 円

鉾田市長 様

### 鉾田市農業生産工程管理等普及推進事業補助金交付請求書

年 月 日付け鉾産第 号をもって額の確定のあった鉾田市農業生産工程 管理等普及推進事業補助金について、交付要綱第9条の規定により下記のとおり請求します。

- 1 事業の名称 鉾田市農業生産工程管理等普及推進事業
- 2 交付請求額 金 円
- 3 振込先

金融機関名	
本・支店名	
口座種別	普通 • 当座
口座番号	
フリガナ口座名義人	